

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和7年度 第3回 佐渡市水道運営審議会
開催日時	令和7年7月23日(水) 10:00開会 11時30分閉会
場 所	真野行政サービスセンター 3階 大会議室
議 題	(1) 料金改定(案)について (2) 答申(案)の検討
会議の公開・非公開	非公開 佐渡市情報公開条例第7条第5号の規程による。
出席者	水道運営審議会委員 11名(欠席 2) 事務局 佐渡市上下水道課 8名 増家課長・山口補佐・大平専門員 水道工務係 武井係長 水道維持管理係 鍵谷係長 下水道総務係 石塚係長 水道総務係 鈴木係長・小島調査員
会議資料	○資料1 水道料金改定の比較 ○資料2 新潟県内水道事業体 水道料金比較表 ○資料3 上下水道の経営改善 ○資料4 水道料金改定について(答申)
傍聴人の数	0 人
備考	
会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
事務局 山口補佐	<p>1 開会 あいさつ(水運審会長)</p> <p>2 議題 佐渡市水道運営協議会条例第5条に基づき、議長は会長が行う。 事務局より資料に基づき説明を行い、委員から質疑及び意見を聴取した。</p> <p>(説明要旨) (1) 料金改定(案)について 【資料1】 水道料金改定の比較(①案から③案) 【資料2】 新潟県内水道事業体 料金比較表 前回に引き続き、基本料金の使用水量を5m³、8m³、10m³とした場合の比較表と県内の水道料金の比較表により、意見を求める。 ・料金の上げ幅20%はどうか ・上げ幅を1回または2回に分けるか ・基本料金の設定をどうするか 佐渡市の基本料金とは使用者が使用水量の有無に関わらず負担している料金。 ①案(5m³)と②案(8m³)は少量使用者にとって過度な負担増とならないように配慮した試算。 使用水量が5または8m³までの少ない方は、割安となるが、基本水量を超えた場合逆に9m³以上使う使用者は③案と比べて割増となる。</p>

③案は、現行の基本量 10m³。使用量が少ない人も多い人も、すべて一律に値上げとなる。

この他、水道加入が不要な工事現場等で使用する臨時給水があり、こちらも今回の改定と同様に値上げする。

【資料 3】 上下水道の経営改善

料金改定だけではなく、収入の面、支出の面での改善努力も必要という意見をいただいているが、上下水道として取り組みを説明。

- ・歳入面 未収金回収のさらなる努力、料金改定
- ・歳出面 委託費用等人件費削減、老朽管の計画的修繕、施設統合、ICT の活用

議長
委員

事務局からの説明を基に前回からの検討事項ともあるが、これらを委員の皆さの意見を聞く。

○上げ幅について

- A 上げ率については異論無し
- B 20%、2段階の改定異論なし
- C 20%止む無し、2段階改定で最終的に21%となると公表の仕方で誤解が無いようにする必要がある
- D 下水道料金も絡んでくると10%でも大きいかと思う
- E 20%は妥当 学校の統合や閉校、旅館業の廃業があったときに将来を見据えての改定と思うが心配
- F 20%止む無し、観光客等が使用する分について何らかの対応もしてほしい
- G 20%止む無し
- H 20%止む無し、生活弱者への救済が今後の課題
- I 20%止む無し

議長
委員

○上げ幅 20%を1回で行うか、2段階とするか

- A 1回で良い
- B 負担感が少なくなる。2段階が良い。トータルで20%
- C 2段階が良い
- D 2段階が良い
- E また上がるのかと思うと、1回で良い
- F 2段階で良い
- G 2段階で良い、1回目の時に2回目があるという周知をしてほしい
- H 2段階で良い、一気に上がるよりソフトに上がる方が良い
- I 2段階で良い

議長
委員

○基本使用量の検討 (5m³、8m³、10m³)

- A 現行通りで良い
- B 現行通りで良い
- C 現行通りで良い
- D 現行通りで良い
- E 現行通りで良い
- F 現行通りで良い
- G 現行通りで良い
- H 現行通りで良い
- I 現行通りで良い、わかりやすいと思う

人口減少が見える中で、事業の継続には一定の収入は必要な事と思う
将来的に、佐渡市ばかりの問題ではなく、同様な悩みがある自治体と情報共有

議長	<p>し、国等へ訴えていかなければならない。</p> <p>Q 上げ幅 20%としているが、2段階に分けると21%上がることが、気になるがどのように考えているか。</p>
増家課長	<p>A トータル20%の上げ幅、2回の場合は10%が2回かかりますといった方がアナウンスの仕方として、1回目10%、2回目9%という表現よりわかりやすいと思考えた。</p>
委員	<p>Q 答申内容に、観光客への入島税といった内容は直接的ではないので、いけんとして入れることはできないのか。</p>
増家課長	<p>A 水道事業の維持のための財源となるようなものを観光分野から、来島者から徴収できるような策を考えて欲しいという意見を入れることはできると思うが、具体的表現とはならない。</p>
委員	<p>Q 市民へ応分の負担をするが、経費の削減案について開示しているのか。開示した方が、値上げについての風当たりが吸収できるのではないか。</p>
増家課長	<p>A 料金改定の広報等で、審議会でのご意見を基に、削減案として市民の皆さんへ周知していく。</p>
議長	<p>料金改定について、ご意見が無ければ、前回、今回と、水道料金改定についてご審議いただいた内容を（答申）という形でまとめていくということで、議長の任を解かせていただく。</p>
山口補佐	<p>閉会 あいさつ（山口課長補佐）</p>